

情報掲示板

文字の見方
時＝日時 対＝対象 費＝費用 申＝申込方法
場＝場所 内＝内容 問＝問合せ先

相談

相 談		日 時	問 合 せ 先
①	弁護士による 京都市民法律相談 ※予約（問合せ先に電話または来所） 相談日の週の月・火曜日9:00～17:00 相談日当日9:00～14:45 ※定員12名（先着順）	毎週水曜日 （閉庁日を除く） 13:15～15:15	区まちづくり推進担当 （☎592-3088）
②	行政書士の市民 困りごと無料相談	7月20日（火） 8月17日（火） 13:30～16:00	京都府行政書士会 第6支部事務局 （☎692-2500）
③	司法書士による 無料登記・法律相談	8月10日（火） 13:30～15:30	京都司法書士会 （☎255-2566）
④	無料行政相談	8月12日（木） 13:30～16:00	京都行政監視行政相談 センター （☎802-1100）
⑤	こころの相談 （精神保健福祉相談）	毎月第1～4 金曜日 （閉庁日を除く） 13:30～15:00	区障害保健福祉課 （☎592-3479）

※①～④は山科区役所2階 第2会議室、⑤は山科区役所1階 障害保健福祉課相談室で実施
※相談時は必ずマスクを着用してください。

保険・年金・介護

国民健康保険からのお知らせ

新しい高齢受給者証をお送りします

京都市国保に加入の70～74歳の方のお手元の高齢受給者証は、8月以降使用できなくなります。7月中旬に新しい高齢受給者証を郵送します。

高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

令和2年中の収入が一定以下の場合、負担割合が2割となる場合があります。対象となる方は、申請書を同封していますので、要件等を確認の上、申請してください。申請が認定された場合、申請した翌月から適用されます。

問 区保険年金課 資格担当（☎592-3105）

後期高齢者医療制度からのお知らせ

新しい限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）と限度額適用認定証（限度証）をお送りします

お手元にある1割負担の方の減額認定証と3割負担の方の限度証は、8月以降使用できなくなります。

引き続き、保険証の負担割合が「1割」で世帯全員が住民税非課税の方を対象に新しい減額認定証を、保険証の負担割合が「3割」で世帯内の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方を対象に新しい限度証を、7月中旬に郵送します。

なお、世帯に所得不明者がいる場合等には、交付申請を行っていただく必要があります。7月中旬に新しい減額認定証又は限度証が届かない場合は、ご相談ください。

問 区保険年金課 保険給付・年金担当（☎592-3109）

後期高齢者医療保険料の通知書をお送りします

7月中旬に令和3年度の後期高齢者医療保険料の金額と7月以降の保険料の納付方法をお知らせします。

保険料の納付が困難な事情があるときは、減免

が適用される場合がありますので、7月末までにご相談ください（8月以降は減免できる額が少なくなります）。

詳しくは※を御覧ください。

問 区保険年金課 資格担当（☎592-3105）

令和3年度介護保険料通知書送付のお知らせ

令和3年度介護保険料について、確定額の通知書を7月下旬までに送付します。

今回の通知書は、令和3年度の市民税情報（令和2年中の所得）が決定されたことにより令和3年度の保険料の確定額をお知らせするものです。

保険料の徴収は、京都市にお住まいの方で、年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方については、年金からの引落とし（特別徴収）になります。特別徴収に該当しない方については、通知書に同封の納付書によってお納めください。

保険料の納付が困難な事情があるときは、減免が適用される場合がありますので、ご相談ください。

詳しくは※を御覧ください。

問 区健康長寿推進課 高齢介護保険担当（☎592-3290）

※後期高齢者医療保険料、介護保険料については、以下の場合に減免の対象となる場合があります。（減免の基準については後期高齢者医療保険料と介護保険料で異なりますので各担当までお問合せください。）

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する場合は、申請により減免が受けられる場合があります。

- 生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った場合
- 生計維持者の事業・給料等の収入が前年に比べて10分の3以上減少する場合（その他、所得要件があります。）

子育て

高等職業訓練促進給付金等事業の拡充について

ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために実施している高等職業訓練促進給付金等事業について、令和3年度に修業を開始し、申請した方に限り、次の場合も支給対象となります。

給付金の支給を希望される方は、受講開始前に問へ相談してください。

- 市内在住のひとり親家庭の親が、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、言語聴覚士、製菓衛生師、調理師の資格取得のため、養成機関で6箇月以上のカリキュラムを修業する場合
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座、特定一般教育訓練給付の指定講座、一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）の中で、6箇月以上のカリキュラムを修業し、民間資格等を取得する場合

問 区子どもはぐくみ室 子育て推進担当（☎592-3247）

福祉

福祉医療費受給者証（子ども医療を除く）の更新のご案内

前年の所得等をもとに8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方については7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方については資格喪失通知書を送付します。（判定に所得証明等の書類の提出が必要な場合があります。ひとり親家

庭等医療については更新申請書（対象の方に郵送しています）の提出が必要です。）

今回資格喪失となった方

更新の際に所得超過等の理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがあります。その場合は再度申請してください。

これまでに所得超過等により資格喪失となった方

前年の所得により判定を行うため、前回、所得超過により資格喪失となった方でも対象となることがあります。その場合は8月に申請してください。（重度障害老人健康管理費については、7月中旬に申請してください。また、ひとり親家庭等医療については、申請日以降の適用となります。）

問・申 ※内容によって問合せ先が異なりますので、ご注意ください。

ひとり親家庭等医療	区子どもはぐくみ室 子育て推進担当（☎592-3247）
重度心身障害者医療	区障害保健福祉課（☎592-3479）
老人医療	区健康長寿推進課 高齢介護保険担当（☎592-3290）
重度障害老人健康管理費	区保険年金課 保険給付・年金担当（☎592-3109）

健康・長寿

“お口の健康” 忘れないでね!

成人・妊婦歯科相談

一度、お口の健康をチェックしてみませんか？お口のことで困ったことがあればご相談ください！（歯科医院についての紹介や相談等はお受けできません。）

時 7月30日（金）9:00～10:30

対 18歳以上の方、妊産婦の方

費 無料

申 不要

場 山科区役所1階 健康長寿推進課

問 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当（☎592-3222）



山科図書館（☎581-0503）

赤ちゃんの会

時 8月16日（月）11:00～

内 絵本の読み聞かせや手あそび他

テーマ図書の展示と貸出

7月 一般書“東京オリンピック開催記念”
「スポーツに親しむ」

児童書「がいこくごのえほん」

8月 一般書「恐い怖い本」

児童書「なつやすみ」



移動図書館（☎801-4196）

「こじか号」巡回

7月26日（月）

10:00～10:50 場 西野山分譲集会所前

11:10～11:40 場 山階南小学校

13:00～13:40 場 陵ヶ岡小学校

7月28日（水）

10:00～10:40 場 大塚小学校

11:00～11:40 場 大宅小学校



（ㇿ） ㇿㇿ `（ㇿ） ㇿㇿ ㇿㇿㇿ

9 ON ㇿㇿㇿㇿㇿㇿ ㇿㇿㇿㇿㇿ